

更新講習 受講対象の皆さまへ

令和3年度 愛媛県下水道協会主催

下水道排水設備工事責任技術者 更新講習等のご案内について

この案内は、平成29年度に更新講習会を受講して登録の更新をされた方、および、平成30年度の責任技術者試験に合格して初めて責任技術者として登録された方に、送付しています。

また、この案内が届いた方は、必ず、更新講習の申込み、または、辞退届の提出いずれかの手続きが必要となりますので、下記をお読みいただき、期限までに手続きをお願いいたします。

なお、愛媛県下水道協会は、今回の更新講習の実施にあたり、講習の業務の実施などの運営について、東京都下水道サービス株式会社に委託をして実施します。

記

1 受講対象者の登録有効期間と手続きについて

皆さまの責任技術者としての登録有効期間は、令和4年3月31日をもって満了となります。

今回の更新講習を受講し、登録の更新を行うことで、令和8年3月31日までの有効期間となります。

引き続き登録を希望される場合は **2** の手続き、更新を希望しない場合は **3** の手続きをお願いします。

2 受講の申込みに必要となるもの

* 申込みに同封の返信用封筒をお使いください

今年度は、コロナウイルス感染防止のため、更新講習を自宅学習方式による講習といたします。
(テキストによる学習、ビデオ学習、問題学習) 講習終了後報告書を提出していただきます。

① 下水道排水設備工事責任技術者 更新講習受講申込書

同封の受講申込書に記載している注意事項を確認し、記入してください。

② 講習申し込み後の手続き

申し込みをされた方には、後日、自宅講習用テキスト等を送付させていただきます。

③ 受講手数料の納付

◆ 同封の払込用紙にて納付する場合

郵便局で受講手数料(3,500円(払込手数料別途必要))を納付後、受講申込書の所定の位置に「郵便払込請求書兼受領証」又はその写しを貼付してください。

◆ ATMにて納付する場合

払込用紙に記載された振込先へ受講手数料（3,500円（払込手数料別途必要））を振込後、受講申込書の所定の位置に「ご利用明細書」又はその写しを貼付してください。

～ 注意点 ～

- 手数料を払い込む際の依頼人名は、更新講習会を受講する責任技術者名で行ってください。（経費等として事業所名で払い込む場合も、必ず責任技術者名を併記してください。）
- 申込受付後の手数料の返還はできません。

振込先

ゆうちょ銀行 一六九（イチロクキュウ）店

えひめけんげすいどうきょうかい

当座 0015186 愛媛県下水道協会

④ 下水道排水設備工事責任技術者証の写し

現在お持ちの責任技術者証（有効期間が平成34年3月31日のもの）の写しを同封してください。

※ 責任技術者証を無くされた場合は、登録している各市町にて再交付の手続きを行ってください。

3 辞退届について

登録の更新を希望しない方は、同封の辞退届に記入、押印し、東京都下水道サービス(株)へ送付していただくか、現在登録している市町の担当窓口までご持参ください。なお、送付する場合は、お手数ですが、送付に用いる封筒をご準備ください。

※ 更新をしない場合、令和4年 3月 31日をもって責任技術者として活動できなくなります。

4 申込等受付期間について

令和3年 9月 22日（水）まで【申込最終日の消印有効】 ※受付は郵送のみ

※ 上記期間を過ぎて届いた講習の受講申込みについては、原則、受付できませんのでご注意ください。

※ 講習の受講申込みをされた方で、10月になってもテキスト等が届かない場合は、東京都下水道サービス(株)までご連絡ください。

5 お問い合わせ先

<講習会の申込み等に関すること>

東京都下水道サービス株式会社
〒100-0004 千代田区大手町二丁目6番2号
(愛媛県責任技術者更新講習担当)

TEL 03-3241-0843 fax03-3241-0710

<責任技術者に関すること>

愛媛県下水道協会事務局
〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
松山市上下水道サービス課内

TEL 089-948-6529 HP <http://www.gesui-ehime.jp/>

<<ご注意>> 責任技術者の登録更新について

更新講習を受講しただけでは登録の更新はされませんのでご注意ください。更新は登録している各市町が定める期間内に、各市町の下水道担当課にて登録更新の手続きを行う必要があります。

※ 登録の更新手続きの詳細は、更新講習受講の修了証を配布する際にお知らせします。